

県の責務 【条例第3条】	① 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、手話を使用しやすい環境の整備を推進し、手話を使用する上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行うものとする。 ② 県は、ろう者である観光旅客、滞在者及び来訪者が安心して観光地等を訪れることができるよう、観光地等において手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。 ③ 県は、ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者(以下「手話通訳者等」という。)の協力を得て、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。
-------------------------	---

基本的施策 1	情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】						
条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の取組概要	令和元年度の取組実績	取組の成果と課題	令和2年度の取組予定	部局名	課名	
施策の展開 (1)	県政情報の手話による発信等						
【第8条第1項】 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得し、及び県に対してその意思を表示することができるよう、情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、手話による情報の発信等に努めるものとする。	① 手話付きテレビ情報番組の制作・放映 テレビ放送により県が提供する情報番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」(10分番組/月4回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して配信します。	・テレビ放送により県が提供する情報番組「県政だより みえ」(15分番組/月1回放映)、「吉田沙保里のまるみえ検定」(5分番組/週1回放映)と両番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して放送及び配信しました。	・情報番組「県政だより みえ」、「吉田沙保里のまるみえ検定」と両番組の録画配信(YouTube)において、全て手話を挿入して放送及び配信しました。	・テレビ放送により県が提供する情報番組において手話を挿入して放送します。	戦略企画部	広聴広報課	
	② 県庁見学等の来庁時における情報保障の確保 県庁見学等の来庁時において、手話通訳等による情報保障の確保に努めます。	・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。 手話通訳者の利用件数 0件	・手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・県庁見学等来庁時の希望者に対し、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	戦略企画部	広聴広報課	
	③ 知事定例記者会見における手話通訳の実施 ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。	・知事定例記者会見において、手話通訳を配置しました。	・手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・引き続き、知事定例記者会見に手話通訳を配置します。 ・新型コロナウイルス感染症に係る県民への呼びかけを行う際には、可能な限り手話通訳を配置します。	戦略企画部	広聴広報課	
	④ 県のイベント・会議等における情報保障の確保 県が実施するイベントや会議等において、手話通訳による情報保障の確保に努めます。	・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を整えました。 ・県の全部局に対し、県が実施するイベント・会議等における手話通訳者配置等の情報保障の確保について周知しました。	・手話通訳を行う体制を維持する必要があります。	・県のイベント・会議等において、手話通訳者を配置し、通訳を行う体制を維持していきます。	各部局		
	⑤ 文化施設における情報保障の推進 県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特徴をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	下記のとおり情報保障の推進を行いました。 ・「筆談にて対応可」の案内を掲示(図書館、総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館、総合文化センター) ・手話研修の受講(総合博物館1人) ・手話通訳実施(8事業14回) ファンファーレ事業「近藤サト講演会」 女性の面接相談(4/6 6/25 9/22 11/17 12/28 1/19 2/2 3/7 計8回) ミエ・アート・ラボ 三重のまなび2019 桑田真澄講演会 太田雄貴講演会 みえアカデミックセミナー2019オープニング講演会「石黒浩講演会」 人まちセミナー 全国図書館大会三重大会(11/21, 22)	・県立文化施設職員の手話研修受講や手話通訳の活用等に取り組みました。 ・引き続き、各施設の特徴をふまえた観覧環境の提供に努める必要があります。	・筆談や資料提示、手話研修の受講促進、手話ボランティアの活用に取り組むとともに、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	環境生活部	文化振興課	

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の取組概要	令和元年度の取組実績	取組の成果と課題	令和2年度の取組予定	部局名	課名
(続き)	(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 図書館…閲覧室各カウンターに利用者と筆談できる電子メモパッド「ブギーボード」及び「コミュニケーション支援ボード」を設置。 斎宮歴史博物館…字幕付き映像展示の実施 総合文化センター…来館者への赤外線補聴援助装置の貸出 				
	<p>⑥ 選挙における情報保障の推進</p> <p>政見放送及び経歴放送実施規程において手話通訳の挿入が認められていない参議院選挙区選出議員選挙について、障がい者団体が実施するビデオ集会への支援を行います。また、手話通訳付きの政見放送が認められている知事選挙について、障がい者団体や政見放送実施局と連携を図り、円滑に収録・放送ができるよう対応します。さらに、参議院選挙区選出議員選挙への手話通訳付き政見放送の拡充について、関係団体を通じ、総務省等へ要望します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法改正（平成30年6月27日公布、平成30年12月25日施行）及び政見放送及び経歴放送実施規程改正（平成30年12月21日公布、平成30年12月25日施行）により、参議院選挙区選出議員選挙における政見放送への手話通訳の付与が制度化。 ・平成31年4月7日執行の知事選挙及び令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、候補者に対し政見放送への手話通訳の付与について働きかけを行いました。また、三重県聴覚障害者協会や政見放送実施局と連携して、円滑に収録・放送ができるように調整を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄の知事選挙及び参議院選挙区選出議員選挙において、いずれの候補者の政見放送にも手話通訳または字幕が付けられました。 ・引き続き、政見放送が実施される選挙において、候補者に対し手話通訳の付与について働きかけを行うとともに、円滑な実施に努める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳や字幕の付与が認められている選挙が執行されることとなった場合には、当該制度が活用されるよう制度の周知を図るとともに、円滑な実施に努めます。 	選挙管理委員会	
	<p>⑦ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進</p> <p>誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県や市町の新規採用者研修やユニバーサルデザインセミナー等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」について周知や啓発を図りました。 ・県職員向けの「UD通信」により、最新の「耳マーク」の表示について啓発を行いました。 ・UD団体の研修会において、必要な方に、要約筆記による情報保障を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を含めたわかりやすい情報発信やイベントの会場設営、運営を進めました。 ・引き続き、手話の利用を含めたわかりやすい情報の提供やユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県の新規採用者研修等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」等について周知や啓発を図ります。 	子ども・福祉部	地域福祉課
	<p>⑧ 手話付き映像作品の製作・貸出</p> <p>ろう者の情報入手や情報発信を確保するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話付き映像作品の無料貸出を行いました。三重県聴覚障害者支援センター32件、三重県立聾学校（出前）347件 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話付き映像作品を拡充する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話付き映像作品の無料貸出を行います。 ・手話付き映像作品の製作に取り組みます。 	子ども・福祉部	障がい福祉課

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和元年度の実績	取組の成果と課題	令和2年度の実績概要	部局名	課名
施策の展開(2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等						
【第8条第2項】 県は、ろう者が日常生活において、手話により情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図ることができるようにするため、手話通訳者等の派遣及びろう者からの相談に応じる拠点の機能の確保及び拡充等を行うよう努めるものとする。	① 三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施 手話通訳者等を派遣するとともに、ろう者からの相談に応じるため、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施します。	・ろう相談員や難聴を持つ相談員を配置し、聴覚障がい者からの相談に対応しました。 R元年度末の登録相談員数：12人（H30：12人） R元年度末の相談件数：54件（H30：63件） ・難聴・中途失聴者のコミュニケーション訓練のために、毎月第2木曜日に難聴・中途失聴者向け手話教室を11回開催しました。 ・指字サークルに協力し、三重県聴覚障害者支援センターの研修室で2回開催しました。 ・12月1日に第8回センターまつりにて、日常生活用具機器の展示を行いました。 ・三重大学及び大川学園三重介護福祉専門学校で心のバリアフリー教室及び交流会をそれぞれ実施しました。 R元年度末のセンター利用者数：4,316人（H30：4,656人）	・引き続き、三重県聴覚障害者支援センターを拠点として、ろう者に対する支援を実施する必要があります。	・相談員を配置して、ろう者からの相談に対応します。 ・日本聴覚障害者ソーシャルワーカー協会などが実施する研修へ積極的に参加し、相談対応力の向上を図ります。 ・関係機関や専門機関との連携を図るとともに、専門知識を有する相談員の登録を呼びかけます。 ・難聴・中途失聴者向け手話教室を開催します。 ・指字サークルへの支援を行います。 ・聴覚障がい者や盲ろう者、県民を対象とした心のバリアフリー教室及び交流事業を開催します。	子ども・福祉部	障がい福祉課
	② ろう者からの相談等に応じる拠点の機能拡充に向けた検討 ろう者が地域で安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談支援等に応じる拠点機能の拡充に向けた検討に取り組みます。	・令和2年度からの三重県聴覚障害者支援センター第3期指定管理から、ICTを活用して相談体制を拡充することとしました。	・ICTを活用した相談体制の拡充について早期に実施する必要があります。	・ICTを活用した相談体制の拡充について、実施方法や周知方法等を検討し、できる限り早期に実施します。	子ども・福祉部	障がい福祉課
施策の展開(3) 災害時における手話による情報取得等のための措置						
【第8条第3項】 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により安全を確保するため必要な情報を速やかに取得し、及び円滑に他人との意思疎通を図ることができるよう、市町その他の関係機関との連携等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① 福祉避難所の確保促進 災害時における、ろう者の手話等による情報・コミュニケーション支援に資するよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。	・市町の担当者会議において、福祉避難所の確保促進に向けての働きかけを行いました。 ・福祉避難所の設置・運営に関する実務研修を開催し、発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営出来るよう、運営マニュアルの策定の促進に取り組みました。	・福祉避難所は全29市町に確保されており、少しずつ増えてきていますが、不足している市町もあるため継続して働きかけを行う必要があります。 ・発災時において円滑に福祉避難所を開設・運営出来るよう、引き続き運営マニュアルの策定の促進に取り組む必要があります。	・引き続き、福祉避難所の確保促進及び、運営マニュアルの策定促進に向け、市町に働きかけます。	子ども・福祉部	子ども福祉総務課
	② 聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築 災害発生時における、要援護聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。	・聴覚障がい者が災害時に支援してほしいことについて伝える啓発用ハンドブックを県内市町に配布しました。 R元年度末のサポーター登録者数：129人（H30：128人） ※聴覚障がい者支援サポーター研修は新型コロナウイルス感染症を考慮し中止。	・引き続き、聴覚障がい者災害支援サポーター制度の登録者を増やしていく必要があります。	・聴覚障がい者災害支援サポーター研修を開催し、登録を推進します。 ・市町等に聴覚障がい者支援サポーターを派遣し、災害時における聴覚障がい者への支援について、啓発を行います。 ・啓発用ハンドブックを市町等に配布します。	子ども・福祉部	障がい福祉課
	③ 災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害発生時における聴覚障がい者の手話等による避難所支援等を行います。	・10月3日に志摩市と避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定を締結しました。 ・協定に基づき、避難行動要支援者名簿の提供を受け、支援マップを作成しました。（伊勢市、志摩市）	・津波により特に迅速な避難が必要となる県南部の未締結市町について、協定締結に向けて取り組む必要があります。	・協定締結に向けて、未締結市町と協議を進めていきます。 ・締結市町の訓練等に出かけ、さらに啓発を進める必要があります。	子ども・福祉部	障がい福祉課

基本的施策 2		手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】									
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度 of 取組概要		令和元年度の取組実績		取組の成果と課題		令和2年度の取組予定		部局名	課名
施策の展開 (1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充 【第9条】 県は、手話通訳者等及びその指導者の育成に努め、市町その他手話通訳事業を行う者と連携して、ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受け取ることができる体制の整備及び拡充に努めるものとする。	① 手話通訳者等の派遣事業の実施 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、市町や障がい当事者団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。	・市町や企業、団体等からの要請に基づき手話通訳者等の派遣を行いました。 R元年度末派遣時間数 2,628時間 (H30: 2,984時間)	・引き続き、市町や企業、団体等からの要請に基づき手話通訳者等の派遣を行う必要があります。	・市町や企業、団体等からの派遣要請に応じて、手話通訳者等を派遣します。	子ども・福祉部	障がい福祉課					
	② 手話通訳者の人材育成推進 ろう者と聞こえる人との意思疎通を行う手話通訳者の育成を推進するため、手話通訳者養成講座を開催するとともに、県南部地域における手話通訳者養成講座の開催を検討するなど手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備に努めます。	・津会場と伊勢会場の2箇所の手話通訳者養成講座(受講期間2年間)を開催しました。(県南部地域に登録手話通訳者を確保するため、四日市市から伊勢市に会場を変更) ・津会場(期間30-元年度)では12人が修了し、伊勢会場(期間元-2年度)では4人が受講中です。 手話通訳者全国統一試験 R元年度: 受験者28人、合格者6人 (H30: 受験者23人、合格者5人)	・登録手話通訳者を確保するため、手話通訳者養成講座を実施する必要があります。(特に県南部地域)	・津会場と伊勢会場の2箇所の手話通訳者養成講座を開催します。	子ども・福祉部	障がい福祉課					
	③ 手話通訳者全国統一試験対策学習会の実施 登録手話通訳者の確保を推進するため、手話通訳者養成講座の修了者を対象に、手話通訳者全国統一試験の対策学習会を実施します。	・対策学習会を計9回実施し、延べ73人が参加しました。	・手話通訳者全国統一試験の合格者を増やすため、引き続き対策学習会を実施する必要があります。	・昨年度の合格者数の結果もふまえて、改善を図りながら、対策学習会を実施します。	子ども・福祉部	障がい福祉課					
	④ 手話通訳者の技術向上及び指導者の人材育成推進 手話通訳の専門化や多様化に対応するため、手話通訳者スキルアップ研修を実施します。また、指導者養成研修会の受講を促進し、手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めます。	・手話通訳者現任研修を5回(「三重とこわか大会に向けて」(2回)「講義聴講」(2回)「聴き取り通訳演習」)開催し、延べ109人が参加しました。 ・手話通訳者養成講座を担当する指導者の人材育成を進めるために、養成担当講師連続講座の受講を推奨し、3人が受講しました。(新規修了1人、スキルアップ2人)	・引き続き、手話通訳者の技術の向上等に取り組む必要があります。	・手話通訳者スキルアップ研修の実施や養成担当講師連続講座の受講推奨などにより、人材育成を推進します。	子ども・福祉部	障がい福祉課					
	⑤ 手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム作成に向けた検討等 市町が実施する手話奉仕員養成講座の修了者について、知識及び技術の向上を図るとともに、手話通訳者養成への着実なステップアップとなるよう、市町等が実施する手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラム策定に向けた検討を進めます。また、手話を学ぶ人が、手話によるコミュニケーション能力を確認し、活動の目安として活用できるよう、全国手話検定試験に関する情報について、市町等に周知を行います。	・平成29年度に作成した「手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラム」について市町へ周知を行いました。 ・全国手話検定試験について市町へ周知を行いました。	・四日市市が手話奉仕員スキルアップ講座カリキュラムに基づいたスキルアップ講座を実施しており、実施を検討している自治体が増えています。 ・スキルアップ講座を実施する市町を増やしていく必要があります。	・策定したカリキュラムを用いた手話奉仕員スキルアップ講座の実施を県内市町に働きかけます。 ・カリキュラム実施市町の拡大への取組について、検討を行います。 ・全国手話検定試験に関する情報について、市町への周知を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課					
	⑥ 手話サークル団体の交流促進等 地域で活動する手話サークル団体の交流促進や情報交換を図るとともに、手話サークル団体に係る情報提供を行い、県民が手話を学ぶ場の充実を図ります。	・手話普及ガイドブックに三重県手話サークル連絡協議会加盟サークル一覧表を掲載し、市町等に配布しました。 ・三重県聴覚障害者支援センターや県のホームページ、三重県手話サークル連絡協議会のfacebook等で周知しました。 ・津市内の手話サークル開催にあたり、三重県聴覚障害者支援センターの研修室を提供しました。	・引き続き、手話サークル団体の交流促進等を図る必要があります。	・手話サークル団体に情報提供する等により、交流促進等を図ります。	子ども・福祉部	障がい福祉課					

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和元年度の実績	取組の成果と課題	令和2年度の実績予定	部局名	課名
(続き)	<p>⑦ ICTを活用した意思疎通支援のあり方等についての検討</p> <p>情報通信技術の進展その他社会の諸情勢の変化を考慮しつつ、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等のICTを活用した意思疎通支援のあり方等について、市町や関係団体と連携・協力しながら検討します。</p>	<p>・「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」(総務省)での検討状況など、情報収集を進めました。</p>	<p>・引き続き、情報収集を進めるとともに、ICTを活用した意思疎通支援のあり方について検討する必要があります。</p>	<p>・情報収集を進めるとともに、社会の諸情勢の変化等をふまえてICTを活用した意思疎通支援のあり方について検討します。</p>	子ども・福祉部	障がい福祉課
	<p>⑧ 第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)に向けた情報支援ボランティアの養成</p> <p>令和3年に三重県で開催する第21回全国障害者スポーツ大会(三重とこわか大会)の開催に向けて、手話を用いた情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組めます。</p>	<p>・情報支援ボランティアの募集を令和元年10月から開始しました。</p> <p>・各競技会場で総括的な役割を担うリーダー養成講座を実施しました。(2回)</p>	<p>・ボランティアの確保に向けて、手話サークル等への働きかけを行っていく必要があります。</p>	<p>・情報支援ボランティアの養成講座を実施します。(県内4箇所)</p>	国体・全国障害者スポーツ大会局	全国障害者スポーツ大会課

基本的施策 3		手話の普及等【条例第10条】									
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度の実績概要		令和元年度の実績		取組の成果と課題		令和2年度の実績予定		部局名 課名	
施策の展開 (1)		県民が手話を学習する機会の確保等									
【第10条第1項】 県は、市町その他の関係機関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学習する機会の確保等に努めるものとする。		① 県ホームページ等における手話に関する情報等の掲載 三重県手話言語条例の施行に伴い、条例の理解促進及び手話の普及を図るため、県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、条例の概要や手話に関する情報を掲載するとともに、県民が一人でも多く手話に触れ、一緒に手を動かして手話を学べるよう、県ホームページに簡単な手話動画を掲載します。		・県や聴覚障害者支援センターのホームページに手話に関する情報を掲載しました。 ・簡単な手話単語の動画を作成し、県や聴覚障害者支援センターのホームページ掲載するとともにDVDの貸出を行いました。		・県ホームページアクセス数は昨年度実績を上回りましたが、引き続きアクセス数の増加に取り組む必要があります。		・県や三重県聴覚障害者支援センターのホームページにおいて、手話に関する情報発信に取り組みます。 ・よりホームページを見てもらえるよう、内容の拡充やPRに取り組みます。 ・三重県手話言語条例啓発チラシや手話啓発チラシにより、普及啓発に取り組みます。		子ども・福祉部 障がい福祉課	
		② 手話パンフレットや手話DVD等による普及啓発 手話パンフレットや手話DVDなど、様々な広報媒体を活用して、手話の普及啓発を進めます。特に、次世代を担う子どもたちに興味を持ってもらうため、イラストや三重県聴覚障害者協会マスコットキャラクター「できるカモン」等を活用した、効果的な手話の普及啓発に取り組みます。		・「できるカモン」等を活用した普及啓発チラシ、ガイドブック、クリアファイル、ポスターを作成し、市町等に配布しました。 ・県からの講師派遣、手話講座等の際に配布し、普及啓発を図りました。 ・市町や県内手話サークル等に手話チラシ等を提供し、イベント等での手話啓発を支援しました。		・特に若い人に対して、手話の普及啓発を進める必要があります。		・「できるカモン」を活用した啓発資材（チラシ・クリアファイル等）を用いて、手話の普及啓発に取り組みます。		子ども・福祉部 障がい福祉課	
		③ イベント等を活用した手話の普及啓発 関係団体や市町等と連携し、様々なイベント等を活用して、条例についての理解促進や手話の普及推進を図ります。		・「第8回センターまつり」（12月伊勢市）において、普及啓発を行いました。 ・「第6回手話フェスティバル」（2月志摩市）において、普及啓発を行いました。		・引き続き、イベント等を活用した手話の普及啓発を行う必要があります。		・様々なイベント等の機会を活用して手話の普及推進を図っていきます。		子ども・福祉部 障がい福祉課	
		④ 県民向け手話講座の開催 聞こえる人が手話に関心を持ち、ろう者と簡単な手話によるコミュニケーションができるように、県民向け手話講座を開催します。		・幅広い方に手話に関心を持ってもらえるよう、県民向け手話講座と学生・事業者向け手話講座を計15回実施しました。 [市町1回、社協3回、各種サークル6回、事業所（病院等）3回、大学・短大・専門学校1回、高校1回]		・引き続き、幅広い方を対象に手話講座を開催する必要があります。		・県民、事業者、学生向け手話講座を実施します。		子ども・福祉部 障がい福祉課	

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和元年度の実績	取組の成果と課題	令和2年度の実績予定	部局名	課名
施策の展開 (2) 県職員に対する手話研修等の実施						
【第10条第2項】 県は、その職員が基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するため、手話に関する研修等を行うものとする。	① 県職員及び市町職員に対する研修の実施 県及び市町の機関において、基本的な手話により、ろう者とコミュニケーションを図ることができるよう、県職員に対する手話研修を実施するとともに、市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を本庁舎、桑名、鈴鹿、松阪、熊野の各庁舎で計5回実施し、84人が受講しました。	・引き続き、県職員及び市町職員に対する手話研修を実施する必要があります。	・県職員及び市町職員に対する手話研修を実施します。	子ども・福祉部	障がい福祉課
	② 教職員に対するインターネットを活用した研修講座の受講促進 県内の教職員については、インターネットを活用した研修講座（ネットDE研修）「手話入門～コミュニケーションをとるために～」の受講促進に努めます。	・県内関係機関（学校も含む）へ、インターネットを活用した研修講座を紹介する際に、本講座の周知を図りました。 ・特別支援学級等を新たに担当することとなった教職員を対象とした研修（聴覚障がい児教育分科会）で本講座を紹介するなど、受講を促進しました。 ・その他の取組として、初任者研修等において、子ども・福祉部障がい福祉課職員を講師に迎え、手話に係る講座を実施しました。（378人参加）	・インターネットを活用した研修講座では、本年度14人の受講がありました。 ・初任者研修等で実施した手話に係る講座は、教職員にとって、三重県手話言語条例や手話に関する基本的な知識を学ぶ機会となりました。 ・インターネットを活用した研修講座について、様々な機会を通して、講座内容を紹介したり、受講を推奨したりするなど、引き続き受講を促進する必要があります。	・5月に県内関係機関（学校も含む）へ、インターネットを活用した研修講座を紹介する際に、本講座の情報を掲載したり、特別支援教育に係る講座（3講座）において、本講座の受講を推奨したりするなど、引き続き受講の促進に努めます。	教育委員会	研修・企画支援課 研修推進課
施策の展開 (3) 幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習の取組促進						
【第10条第3項】 県は、手話に関する学習が共生社会についての理解の増進に資することを踏まえ、幼児、児童、生徒及び学生が手話を学習する取組を促進するよう努めるものとする。	① 手話を学ぶ取組の実施 小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話による合唱や演劇、地域の方に手話を学ぶ取組等を実施することにより、児童・生徒が手話について理解する機会を確保するよう働きかけます。	・小中学校では、総合的な学習の時間等を活用して、社会性や豊かな人間性を育成するため、福祉施設や作業所の訪問、障がいのある人との交流を進めるなど、手話について学習する機会を含めて、福祉教育に取り組みました。 ・道徳科等において、さまざまな障がいをテーマとした教材等による学習を行いました。 ・国語や音楽で扱う教材をとおして、手話に触れ、学びました。また、学んだことを文化祭等の機会に発表するなどの取組を進めました。	・手話教室等による体験学習や、文化祭における手話講座など、各学校や各市町において、児童生徒が手話を学ぶ様々な取組が進められています。 ・各学校や各市町における好事例等、引き続き情報提供する必要があります。	・総合的な学習の時間を活用するなど、手話について学習する機会を含めた福祉教育が進められるよう、各市町教育委員会の指導主事等を対象とした会議等で情報提供していきます。	教育委員会	小中学校教育課
	② 手話に関する授業や活動する機会の充実 高等学校において、学校の実態や生徒の特性等に応じて、学校設定科目として手話に関する授業を実施するとともに、ボランティア活動として手話を使った様々な活動の取組を行います。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施しました。 ・三重県高等学校文化連盟のボランティア部門加盟校の生徒が、ボランティア活動として、手話を使った活動に取り組みました。	・引き続き、学校設定科目を開設し、手話に関する授業を実施できるようにする必要があります。	・県立高等学校9校で、学校設定科目として、手話に関する授業を実施します。 ・部活動等において、生徒が手話を使った活動に取り組むよう、働きかけます。	教育委員会	高校教育課
	③ 手話についての理解啓発の促進 聾学校において、小中学校・高等学校との交流及び共同学習を進めるとともに、手話の普及促進に係るリーフレットを作成し、手話についての理解啓発を図ります。	・学校間交流を、幼稚園5回、小学部5回、中学部5回、高等部4回実施しました。 ・リーフレット「手話で話してみませんか」を交流学習の場面や人権フェスティバルで活用することで、手話についての理解啓発を進めました。	・リーフレットを見ながら実際に手話による挨拶や指文字を行うことで、児童生徒が手話をより身近に感じることができました。引き続き、リーフレットを活用し、幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図る必要があります。	・引き続き、聾学校において小中学校・高等学校との交流及び共同学習を計画的、組織的に進めます。 ・交流及び共同学習や様々な教育活動の場面において、リーフレットを活用し、幼児児童生徒が手話に接する機会を作り、手話についての理解啓発を図ります。	教育委員会	特別支援教育課

条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和元年度の実績	取組の成果と課題	令和2年度の実績予定	部局名	課名
(続き)	<p>④ 人権学習指導資料の活用 手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料（県教育委員会発行）の教材活用を各学校に働きかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象とした研修で人権学習指導資料の活用を働きかけました。 ・教職員を対象に行う人権学習指導資料の活用講座において、障がい者の人権に係る学習展開例を紹介しました。小学校3校、中学校29校、県立学校5校、私立学校2校、教育行政等から67人の参加がありました。 ・小学校（義務教育学校前期課程を含む）348校、中学校（義務教育学校後期課程を含む）147校、県立学校68校で、障がい者の人権に係る問題を取り上げた学習が実施されました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、障がい者の人権に係る問題を解決するための学習を促進する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において、子どもの発達段階に応じ、障がい者の人権に係る問題を解決するための学習が系統的に行われるよう、学校が作成している人権教育カリキュラムの改善と、人権学習指導資料の活用を促進します。 	教育委員会	人権教育課
	<p>⑤ 学校出前授業及び子ども手話教室等の開催 「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します。また、子ども手話教室等を開催し、子どもたちが手話を学ぶ機会の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を22回開催しました。 ・御浜町と大紀町で子ども手話教室を行い、延べ53人の子どもが受講しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進しました。引き続き、学校出前授業等を実施して手話を使いやすい環境づくりを進める必要があります。 ・引き続き、子どもたちが手話を学ぶ機会を確保する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」を開催します。 ・子ども手話教室を開催します。 	子ども福祉部	地域福祉課 障がい福祉課

基本的施策 4		ろう児等の手話の学習等【条例第11条】					
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度 of 取組概要	令和元年度の取組実績	取組の成果と課題	令和2年度の取組予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上						
	【第11条第1項】 県は、聴覚障がいのある幼児、児童又は生徒（以下この条において「ろう児」という。）が手話を獲得し、手話により各教科等を学習し、及び手話を学習することができるよう、ろう児が在籍する学校において幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備し、当該学校の教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	① ろう児に対する手話教育の環境整備 聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組めます。	・手話により、様々な学びや体験ができるよう、年齢や発達段階に応じた方法及び内容を用いてコミュニケーション力の向上をめざして、手話の学習に取り組めました。	・学校生活全般を通して、手話の学習及び手話による学習に取り組みました。引き続き、幼児期から手話の教育を受けることができる環境を整備する必要があります。	・引き続き、聾学校に在籍するろう児が、手話により、様々な学びや体験ができるよう、自立活動の時間における指導をはじめ、学校生活全般を通じた手話の獲得、手話の学習及び手話による学習に取り組めます。	教育委員会	特別支援教育課
		② 教職員に対する研修の実施 聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施するとともに、聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座を実施するなど、計画的な研修を実施します。	・聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、教職員向け手話研修会を10回実施しました。 ・聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会として「公開手話講座」を2回実施しました。	・手話研修会及び公開手話講座では、学校教育や日常生活に用いる手話を中心とした内容を実施し、教職員の手話に関する知識や技術の向上を図りました。引き続き、教職員を対象とした研修を実施し、手話に関する知識や技術の向上を図る必要があります。	・引き続き、聾学校において、聾学校教職員の手話に関する知識や技術の向上を図るため、校内研修会を実施します。 ・聾学校以外の教職員が参加できるように、夏季研修会や公開講座について、計画的に実施します。	教育委員会	特別支援教育課
施策の展開 (2)	ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等						
	【第11条第2項】 県は、ろう児が在籍する学校において、ろう児の保護者に対する手話に関する学習の機会を確保し、並びに手話に関する教育に係る相談及び支援を行うよう努めるものとする。	① 保護者に対する手話講習会等の実施 聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。また、保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を51回実施するとともに、保護者からの手話の相談について支援を行いました。	・保護者を対象とした手話講習会では、より参加しやすい形式として初級・中級と内容を分けて実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者への手話に関する相談及び支援を継続して実施する必要があります。	・引き続き、聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を実施するとともに、内容の充実を図ります。 ・保護者への手話に関する相談及び支援を実施します。	教育委員会	特別支援教育課
施策の展開 (3)	聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保						
	【第11条第3項】 県は、聴覚障がいのある乳児が手話を獲得するための機会を確保し、及びその保護者に対する手話に関する学習の機会を確保するよう努めるものとする。	① 乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	・聾学校に在籍するろう児の保護者に対して、手話に関する学習の機会を確保するため、保護者を対象とした手話講習会を51回実施しました。 ・乳幼児の保護者への手話に関する支援として、親子活動や保護者の子どもに対する望ましい接し方等について個別の相談を実施しました。	・保護者を対象とした手話講習会及び個別の相談を実施することで、保護者の手話に関する学習の機会を確保しました。引き続き、保護者を対象とした教育相談等を継続して実施し、保護者の手話に関する学習の機会を確保する必要があります。	・引き続き、聾学校において、聴覚障がいのある乳幼児及び保護者の手話に関する学習の機会を確保するため、乳幼児及び保護者を対象とした教育相談を通して手話獲得の取組を進めるとともに、保護者を対象とした手話講習会を実施します。	教育委員会	特別支援教育課
		② 聴覚障がいのある乳児、保護者への支援等 三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）と保護者を対象とした集団支援の一環として、保護者への手話学習会を実施します。また、聴覚障がいのある乳幼児への適切な支援が行えるよう、保健福祉・医療機関等の職員に対して手話に関する理解の促進を図ります。	・三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援部門において、聴覚障がいのある乳児（0歳児）の保護者を対象とし、0歳児集団療育グループ「つくしんぼ」において、6回の手話学習会を開催しました。 ・県内の医療機関等に手話に関するチラシを配布し、手話に関する理解の促進を図りました。	・聴覚障がいのある乳児の子育てにおいて、手話が親子関係を築く一助となっています。	・三重県立子ども心身発達医療センターの難聴児支援センターにおいて、聴覚障がいのある乳児とその保護者への支援の一環として手話の普及に努めます。	子ども・福祉部	子ども心身発達医療センター障がい福祉課

基本的施策 5		事業者への支援【条例第12条】									
条例が規定する内容		平成29年度～令和2年度の実績概要		令和元年度の実績		取組の成果と課題		令和2年度の実績予定		部局名	課名
施策の展開 (1) 事業者のろう者へのサービス提供時 又はろう者雇用時における手話の使 用に関する合理的配慮への支援 【第12条】 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供する とき又はろう者を雇用するときにおいて、手話の 使用に関して合理的な配慮を行うための取組に対 して、必要な支援を行うよう努めるものとする。	① 障がい者就職面接会における手話通訳者の派遣 県内各ハローワークが実施する障がい者就職面 接会において、手話通訳者の派遣を行います。		・9月及び10月の県内の障がい者就職面接会 （桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊 賀）に、手話通訳者の派遣を行いました。		・就職面接会において、手 話通訳のサービスを提供し たことで、企業とろう者の マッチングにつなげること ができました。		・引き続き、県が共催する障がい者就職面接会 への手話通訳者の派遣を行い、開催を支援しま す。		雇用経 済部	雇用対 策課	
	② 雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知 労働局やハローワークと連携し、様々な機会を 通じ、雇用の分野における合理的配慮の提供義 務等について周知を図るとともに、併せて三重 県手話言語条例や合理的配慮の一例としての手 話の使用について周知を図ります。また、独立 行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構によ る助成金等、障がい者雇用に係る事業者への支 援施策について周知を図ります。		・8～9月に開催した公正採用研修において、 手話言語条例に関する資料を配布し、企業に周 知しました。		・公正採用研修会で356事業 所に対して、周知すること ができました。今後さらに 周知を徹底するためには、 周知の手法に工夫をこらす 必要があります。		・引き続き、労働局等と連携し、雇用の分野に おける合理的配慮の一例としての手話の使用に ついて、周知を図ります。		雇用経 済部	雇用対 策課	
	③ 観光施設等における情報保障の推進 バリアフリー観光を推進するため、関係団体等 と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対し て、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がい を持つ方々への対応についてアドバイスを行いま す。		・宿泊施設10施設を対象に、聴覚障がいを持つ 方々への対応状況に関する実態調査を行うとと もに、施設管理者に対し、手話通訳をはじめ、 口話・筆談なども含め、聴覚障がいを持つ方々 とのコミュニケーション方法やポイントについ てアドバイスを行いました。		・バリアフリー観光をさら に推進するため、引き続 き、宿泊施設や観光施設に 対する実態調査、施設管理 者へのアドバイスに取り組 む必要があります。		・令和元年度に引き続き、県内の宿泊施設等5 施設以上を対象に、聴覚障がいを持つ方々への 対応状況に関する実態調査を行うとともに、施 設管理者に対し、手話通訳をはじめ、口話・筆 談なども含め、聴覚障がいを持つ方々とのコ ミュニケーション方法やポイントについてアド バイスを行います。		観光局	観光政 策課	
	④ 福祉サービス事業所等に対する周知の推進 障害福祉サービス事業所や介護保険サービス事 業所等に対して、ろう者へのサービス提供時等 における、手話の使用に関する合理的配慮につ いて周知を図ります。		・介護保険サービス事業所に対して、厚生労働 省が公表している「障害者差別解消法福祉事業 者向けガイドライン」をホームページで紹介 し、合理的配慮の実施について、周知を図りま した。		・障害福祉サービス事業所 や介護保険サービス事業所 に対して、引き続き周知を 図る必要があります。		・引き続き、合理的配慮の実施について、周知 を図ります。		子ども 福祉部 医療保 健部	障がい 福祉課 長寿介 護課	
	⑤ 「医療ネットみえ」における手話対応可能な医療機関の周知 医療機関検索サイト「医療ネットみえ」におい て、「手話による対応」ができる医療機関を表示 し、周知を図ります。		・「医療ネットみえ」において、手話対応可能 な医療機関が検索できるようシステムを維持管 理するとともに、県民からの問い合わせには、 検索できる旨を説明・周知しました。		・手話対応が可能な医療機 関は、令和元年度末で32医 療機関となりました。現状 として当該情報の提示は、 医療機関の任意であること から、引き続き医療機関に 対して周知し、協力を得て いく必要があります。		・引き続き、システムでの表示項目として維持 管理し、医療機関に対して周知を図ることで、 手話対応が可能として表示される医療機関の増 加に努めます。 将来的に、全国統一の医療機関検索システム に移行していくことが検討されており、県とし て当該情報が表示検索できるシステムの構築 を働きかけていきます。		医療保 健部	医療政 策課	

基本的施策 6		手話に関する調査研究の推進【条例第13条】				
条例が規定する内容	平成29年度～令和2年度の実績概要	令和元年度の実績	取組の成果と課題	令和2年度の実績予定	部局名	課名
施策の展開 (1)	ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等					
【第13条】 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。	① 手話に関する調査研究への協力 ろう者や手話通訳者等の関係団体が行う手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力します。	・三重県聴覚障害者協会に設置された手話研究委員会において決定された、令和3年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会における手話表現について、ボランティア等への周知に取り組みました。 ・三重とこわか国体・三重とこわか大会イメージソングの手話バージョンを作成しました。 (全国障害者スポーツ大会課)	・手話に関する調査研究の推進及び成果の普及に協力する必要があります。	・引き続き、令和3年開催の三重とこわか国体・三重とこわか大会における手話表現について、ボランティア等への周知に取り組みます。 (全国障害者スポーツ大会課)	子ども・福祉部	障がい福祉課

[数値目標の現状]

項目	計画策定時	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度目標
登録手話通訳者数(県) ※1	92人	99人	103人	106人	120人
手話通訳者の派遣件数(県) ※2	644件	685件	796件	756件	840件
手話に触れたことのある子どもの割合 ※3	59.4%	63.1%	64.2%	72.7%	80%
ホームページアクセス数 ※4	-	2,114件	2,030件	2,647件	3,400件
聾学校における保護者向け講習会の参加者数 ※5	約200人	376人	866人	1,292人	1,000人

- ※1 3月31日時点の登録者数
- ※2 県の実績+三重県聴覚障害者支援センターの実績
- ※3 手話に触れたり、手話を学んだりしたことのある小学生・中学生・高校生の割合(県キッズ・モニターアンケート)
- ※4 県の手話言語条例ホームページのアクセス数
- ※5 令和2年度目標は平成29年度～令和2年度の累計